

和歌山市防災マップ作成業務仕様書

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、和歌山市（以下、「発注者」という。）が実施する和歌山市防災マップ作成業務（以下「本業務」という。）に適用し、本業務を受託した者（以下、「受注者」という。）が実施する業務内容を定める。

2 目的

本業務は、津波、高潮、洪水、内水氾濫、土砂災害その他の自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、円滑な避難を確保する上で必要な事項について、市民にわかりやすく解説した防災マップを作成し、市民に周知させることを目的とする。

3 準拠する基準等

受注者は、本業務の履行にあたり、本仕様書の定めによるほか、水害ハザードマップ作成の手引きに準拠し、関係法令及び通達を遵守するものとする。

4 関係資料の貸与

発注者は、本業務の履行に必要な資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された関係資料等を丁寧に取り扱い、使用後は速やかに返却しなければならない。

5 監督職員

発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも、同様とする。監督職員は、本仕様書の定めるところにより、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾、協議等を行うものとする。

6 主任技術者

受注者は、高度な技術と十分な実務経験を有する者を主任技術者として定め、締約締結後速やかに主任技術者通知書及び経歴書を発注者に提出しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。主任技術者は、本仕様書の定めるところにより、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

7 担当技術者

受注者は、本業務の履行にあたり担当技術者（主任技術者を兼務する者を除く。）を3人まで定めることができる。その場合、選任後速やかに担当技術者通知書及び経歴書を発注者に提出しなければならない。担当技術者を変更したときも、同様とする。

8 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に履行するため、主任技術者と監督職員は、常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿を作成し、相互に確認しなければならない。

9 関係機関との協議

受注者は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

10 検査

受注者は、本業務が完了したとき、成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

11 成果物の帰属

本業務の成果物における一切の権利は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権及び技術に関する権利等は、受注者及び第三者に留保されるものとする。

第2章 業務内容

12 業務概要

本業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 計画準備

本仕様書の内容に基づいて業務全体の実施方針を検討し、業務計画書及び業務工程表を作成する。作成した業務計画書及び業務工程表は、契約締結後14日以内に監督職員に提出し、その内容について承諾を得るものとする。

(2) 資料収集・整理

本業務の実施に必要な資料を収集し、これを整理する。

(3) 企画構成の検討

想定される水害とその影響等の分析し、適切な避難場所、避難経路等の検討、情報伝達手段の検討等、避難に関する課題や対応方針の検討を行う。その検討結果を踏まえ、防災マップにおける各水害の表示方法や記載事項等について検討する。

(4) 印刷原稿等の作成

企画構成の検討の結果を基に、防災マップの印刷原稿データ（Illustrator 形式及び PDF/X-4 形式）を作成する。その際、複製等に係る権利費用が無償かつ受注者の承諾が不要となるようにするものとする。作成した原稿は、監督職員に提出し、その内容について承諾を得なければならない。

(5) デジタルブックの作成

防災マップの印刷原稿データを基に、冊子のように閲覧できるデジタルブックを作成する。デジタルブックは、発注者の管理する Web サーバーにアップロードすることで公開できるように構成し、ライセンス料等の維持費が発生しないようにするものとする。

(6) GIS データの整理

印刷原稿等の作成において使用した地理情報を GIS データ（Shapefile 形式）として整理する。

(7) 業務報告書等の作成

本業務で実施した作業をとりまとめ、業務報告書（A4 冊子及び PDF/A-2 形式）を作成する。また、防災マップを公表する際に防災マップの内容を概説するため、公表用説明資料（PPTX 形式）をあわせて作成する。

第3章 成果物

13 成果物

本業務の成果物は、次に掲げるとおりとする。

印刷原稿データ	一式
デジタルブック	一式
GIS データ	一式

業務報告書	一式
公表用説明資料	一式

1 4 成果物の仕様

本業務において作成する成果物は、次の要件を満たすものとする。

(1) 印刷原稿データ

形態	B4 冊子 24 ページ（図郭別）
作成範囲	和歌山市全域（23 図郭程度）
縮尺	1:10,000～1:15,000
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波浸水想定区域（南海トラフ巨大地震及び3連動地震） ・ 高潮浸水想定区域 ・ 洪水浸水想定区域（小規模河川等を含む） ・ 雨水出水浸水想定区域 ・ 土砂災害警戒区域 ・ 避難場所安全レベル ・ その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) デジタルブック

- ・ パーソナルコンピュータ、スマートフォン及びタブレットのブラウザ上で閲覧できること
- ・ 閲覧ページから前後のページへめくるように移動できること
- ・ 閲覧するページ番号を指定して移動できること
- ・ 目次を一覧表示し、選択したページへ移動できること
- ・ キーワード検索ができること
- ・ 閲覧ページの拡大及び縮小ができること
- ・ 閲覧ページを印刷できること
- ・ 閲覧ページを PDF 形式でダウンロードできること

1 5 納品場所

成果物は、和歌山市役所地域安全課の所在地で納品するものとする。

第4章 補則

1 6 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業務委託契約書

和歌山市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は、和歌山市防災マップ作成業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日から令和9年2月26日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に委託業務を完了できないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、

発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第11条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、受注者から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(検査)

第12条 受注者は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の検査を求めなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、発注者の検査を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 受注者は、履行すべき委託業務について前条の規定による検査を受けた後、発注者に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した遅延賠償金の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金を請求することを妨げないものとする。

第15条 発注者は、必要があるときは、通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしているとき。
 - (4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る発注者の解除）

第17条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、発注者の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（契約不適合責任）

第19条 発注者は、第12条の検査後であっても、成果物が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しない場合、履行の追完を受注者に対し、請求することができる。

（秘密の保持等）

第20条 受注者は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 受注者は、受注者又は受注者の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第21条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第22条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

受注者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 受注者は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために発注者から貸与を受けた、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、発注者から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 受注者は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 受注者は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 受注者は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、発注者の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、受注者の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 受注者は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、発注者の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び受注者の作業場所への立入調査ができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、発注者に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、発注者に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 発注者の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 受注者は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、発注者は、必要に応じ、受注者の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。